

奥州市避難行動要支援者 避難支援計画

令和2年3月

奥州市

目 次

第1章 総則	2
1. 目的	
2. 位置付けと構成	
3. 対象災害・地域	
第2章 避難行動要支援者避難支援計画の避難行動要支援者・情報	3～4
1. 避難行動要支援者	
2. 避難行動要支援者名簿	
3. 情報の共有	
4. 情報の管理	
第3章 災害時の支援体制・役割	5～7
1. 支援体制	
2. 避難支援者	
3. 役割	
第4章 個別計画	8～9
1. 個別計画の作成	
2. 個別計画の内容	
3. 個別計画の共有・管理	
4. 個別計画の確認・更新	
第5章 避難誘導・安否確認体制の整備	10～11
1. 避難支援の実施体制	
2. 情報伝達体制の整備	
3. 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及	
4. 避難支援訓練の実施	
5. 安否確認情報の収集体制	
第6章 避難所等における支援体制	12～13
1. 避難所における避難行動要支援者支援体制	
2. 福祉避難所の確保と支援体制	

第1章 総則

1. 目的

平成30年7月に西日本を中心に広範囲に被害があった西日本豪雨や平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震などによる災害において、その犠牲者の多くが高齢者であるなど、近年、避難に時間を要する避難行動要支援者の被災が目立っている。

また、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割を占め、障がい者の死亡率は全体の死亡率の約2倍となっている。

こうした被害を未然に防ぐためには、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくとともに、避難生活を送る被災者支援のあり方（心身のケア等）も踏まえた上で、併せて支援体制についても整備しておくことが重要である。

このためには、各地域において、災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者を特定し、その一人ひとりについて特性に応じた支援を行い、災害発生時には適切かつ速やかに、ニーズに沿った支援対策を実施していく必要がある。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助※・地域（近隣）の共助※を基本とし、避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図り、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

※自助：他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること。

共助：お互いに力を合わせ、助け合うこと。

2. 位置付けと構成

避難行動要支援者避難支援計画は、「奥州市地域防災計画」の避難行動要支援者対策のうち、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援者、連絡先、避難方法等を記載した個別計画の策定に関する事項を具体化したものであり、避難行動要支援者避難支援計画の目的、避難行動要支援者、情報の収集・管理方法、避難支援体制・役割など、基本となる事項を定める計画である。

3. 対象災害・地域

避難行動要支援者避難支援計画は、風水害、地震、原子力等すべての災害を対象とし、対象地域は市内全域とする。

第2章 避難支援計画の避難行動要支援者・情報

1. 避難行動要支援者

本市における避難行動要支援者避難支援計画で定める個別計画の対象となる避難行動要支援者は、他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ家族等による必要な支援が受けられない等の理由により、災害時の一連の行動に支援を要する以下の者とする。

- (1) ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の者…75歳以上
- (2) 介護保険における要介護認定者…要介護4以上
- (3) 障がい者…身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所有者
- (4) 上記のほか、他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ家族等による必要な支援が受けられない等の理由により、支援を要する者（寝たきり、難病患者、日本語に不慣れな外国人等）
- (5) その他、本人からの申し出により、地域内の関係者で協議した結果、避難行動要支援者と認めた者

※施設入所者及び自力で避難が可能な者は除くものとする。

2. 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法第49条の10第2項に基づき、地域防災計画の定めるところにより作成するもの。

(1) 情報収集方法

- ①ひとり暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し、住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ②要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ③障がい者の情報に関しては、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。
- ④その他、民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員、関係団体からの情報収集により把握する。

(2) 収集する内容

- ①氏名（フリガナ）
- ②生年月日

- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援を必要とする事由
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等を実施に関し市町村長が必要と認める事項

3. 情報の共有

避難行動要支援者名簿の情報については防災担当部局と福祉担当部局で共有する。

なお、地域の協力者（行政区長、民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織、自治会組織等）に対して事前に提供を行うことが出来る避難行動要支援者同意者名簿の整備や個別計画の策定にあたっては、避難行動要支援者本人の同意を得ながら情報収集し、守秘義務を確保するとともに研修会の実施などにより、その周知を図る。

また、転入・転出、死亡等により情報内容に変更が生じるため、定期的（毎年度）に情報を更新し、最新情報の把握に努める。

4. 情報の管理

避難行動要支援者名簿の情報については、福祉担当部局が保管し、以下の者が情報の提供を受けることができる。

名簿情報の提供先	平常時	災害時
避難行動要支援者名簿	防災担当部局	避難支援関係者（警察や消防など）
上記名簿のうち、事前に同意を得た者の情報	消防本部、社会福祉協議会、地域の協力者（行政区長、民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織、自治会組織等）	※避難行動要支援者の生命や身体を保護するため必要があると認めるときで避難支援実施に必要な範囲で提供

なお、避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、名簿を閲覧した者は守秘義務を厳守するとともに、奥州市個人情報保護条例第11条の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止に努め、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するなど情報の管理を徹底する。

第3章 災害時の支援体制・役割

1. 支援体制

避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくに当たっては、市のほか社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者の協力を得ながら連携し、避難行動要支援者への避難支援対策を推進する。

【避難行動要支援者への支援方法】

(平常時)

- 避難行動要支援者の情報共有化
- 避難行動要支援者避難支援計画の策定・改定
- 避難行動要支援者参加型の防災訓練の実施、広報等

(災害時)

- 避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認、応急対策・救助、避難状況の把握
- 避難所及び福祉避難所との連携・情報共有

2. 避難支援者

自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者、民生委員・児童委員等と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する「避難支援者」を明確化するものとする。避難支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、自治会組織、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

なお、避難支援者の選定にあたっては、避難行動要支援者に対し、避難支援は避難支援者の任意の協力であるため、避難支援者の不在や被災などにより避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

また、避難行動要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において避難行動要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととする。

3. 役割

(1) 市の役割

部局名	役割
防災担当部局	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難行動要支援者避難支援計画への助言・意見 (イ) 福祉避難所の指定及び協定の締結 (ウ) 避難行動要支援者の避難支援訓練実施の支援 (エ) 避難準備情報等の情報伝達体制整備の支援 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難準備情報等の発令・伝達 (イ) 福祉避難所の開設 (ウ) 避難所の支援体制の確保
福祉担当部局	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難行動要支援者名簿の作成 (イ) 避難行動要支援者の個別計画の把握 (ウ) 避難行動要支援者の個別計画作成についての周知 (エ) 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難・安否確認の状況把握 (イ) 避難所の運営支援

(2) 関係機関等の役割

機関名	役割
町内会・自治会、行政区長、自主防災組織、自治会組織	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難行動要支援者同意者名簿及び個別計画の共有 (イ) 避難行動要支援者の個別計画作成への協力 (ウ) 避難行動要支援者の個別計画の更新（修正・削除）への協力 (エ) 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施 (オ) 避難準備情報等の情報伝達体制の整備 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達 (イ) 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力

	(ウ) 避難所の運営支援
民生委員・児童委員	<p>【平常時】</p> <p>(ア) 避難行動要支援者同意者名簿及び個別計画の共有</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の個別計画作成への協力・助言</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者の個別計画の更新（修正・削除）への協力</p> <p>【災害時】</p> <p>(ア) 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達</p> <p>(イ) 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力</p> <p>(ウ) 避難所の運営支援</p>
社会福祉協議会	<p>【平常時】</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の個別計画作成に係る関係機関等への働きかけ、指導・助言</p> <p>(イ) 避難行動要支援者同意者名簿及び個別計画の共有</p> <p>【災害時】</p> <p>(ア) 災害ボランティア等の受け入れ・派遣調整</p> <p>(イ) 他機関との連絡調整</p>
消防本部	<p>【平常時】</p> <p>避難行動要支援者同意者名簿及び個別計画の共有</p> <p>【災害時】</p> <p>救援・救助及び安否確認等への協力</p>
福祉避難所	<p>【平常時】</p> <p>(ア) 福祉避難所の人的・物的資源等の状況確認</p> <p>(イ) 福祉避難所の避難行動要支援者に関する訓練・研修への協力</p> <p>【災害時】</p> <p>避難行動要支援者の受け入れ、移動支援</p>

第4章 個別計画

1. 個別計画の作成

地域の協力者（行政区長、民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織、自治会組織等）が抽出した避難行動要支援者に対し、個別計画作成の趣旨を説明した上で、本人又は家族等の同意のもと「個別計画」P.14～P.15を作成する。

2. 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、本人又は家族等の同意を得た上で、以下の内容について可能な範囲において記載するものとする。

- ①避難行動要支援者の氏名、住所、生年月日、性別、年齢、電話番号、心身の状況、かかりつけ医、必要な支援
- ②緊急時連絡先
- ③福祉関係者（民生委員、サービス提供事業所等）の氏名、住所、電話番号
- ④避難支援者の氏名、住所、電話番号
- ⑤避難場所及び避難経路
- ⑥その他特記事項

なお、個別計画については、奥州市社会福祉協議会の ※地域支えあい「にこにこネット」台帳を兼ねるものとする。

※地域支えあい「にこにこネット」台帳

在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ひとり親、障害者世帯等の要支援者に対し、見守りや安否確認を中心に日常生活の援助を行いながら、かつ有事の際に活用できるように個別台帳及び希望者に対して緊急連絡カードを整備するもの。

3. 個別計画の共有・管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画は、市、社会福祉協議会、地域の協力者（行政区長、民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織、自治会組織等）、消防本部等、個別計画登録者の同意した者が共有する。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、災害時及び個別計画登録者の同意した目的以外に使用

してはならない。

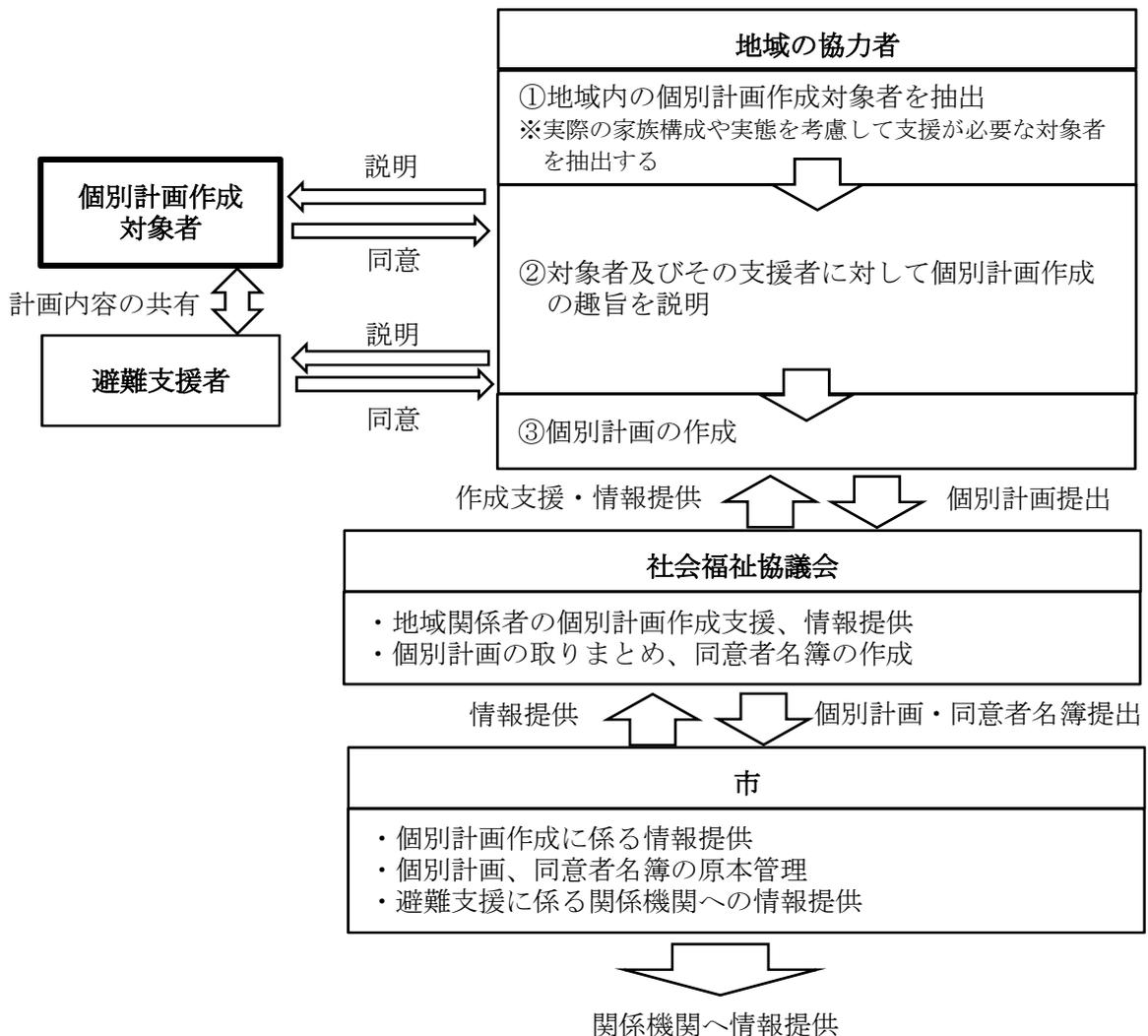
また、個別計画を保管する者は、個別計画登録者の同意した者以外が閲覧することのないよう、保管・取り扱いに十分注意する。

4. 個別計画の確認・更新

個別計画登録者及び避難支援者は、迅速・的確な実施ができるよう、お互いに内容について事前に確認するものとする。

また、地域の協力者（行政区長、民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織等）は、作成した個別計画について毎年、記載内容について確認し、必要に応じて修正・削除等を行い、最新の情報の共有に努めるものとする。

個別計画作成のフロー



第5章 避難誘導・安否確認体制の整備

1. 避難支援の実施体制

機関名	役割
市	市災害対策本部の福祉担当部局を中心に、防災情報に基づき、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整備し、個別計画登録者が避難支援を受けられない場合や、避難支援者が支援できない場合に備え、福祉担当部局内に避難行動要支援者避難支援の窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。
地域	災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施する。何らかの理由により支援が実施できないときには、町内会・自治会、自主防災組織へ連絡する。 町内会・自治会、自主防災組織においても支援が実施できないときは、市災害対策本部へ連絡することとする。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

市のホームページ、ツイッター、携帯電話メール、ラジオ、同報無線（屋外、個別）、広報車等、複数の手段を確保し、避難行動要支援者へ避難準備・高齢者等避難開始情報等の防災情報を提供する。視覚・聴覚障害のある人への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

また、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者を含めた住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等、双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(2) 避難支援者への情報伝達

様々な情報手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

3. 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

奥州市社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者、福祉関係団体、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等に対し、避難行動要支援者情報の収集・

共有や個別計画の必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報誌、ホームページ等を通じて普及を図る。

4. 避難支援訓練の実施

避難行動要支援者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、個別計画登録者の避難支援訓練を実施する。

5. 安否確認情報の収集体制

個別計画登録者の安否情報の収集については、避難所等からの避難報告により実施するほか、避難支援者や地域の協力者（行政区長、民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織、自治会組織等）からの安否情報を自主防災組織が取りまとめ、市災害対策本部に報告するものとする。

視覚・聴覚障がいのある人に対する情報伝達方法

障がいのある人	受信者の状況	情報伝達手段	
聴覚障がいのある人及び中途失聴・難聴者	在宅	テレビ文字放送等	ホームページ ツイッター
	屋外活動		携帯電話メール
視覚障がいのある人	在宅および屋外	ラジオ、同報無線(屋外、個別)、広報車等	

第6章 避難所等における支援体制

1. 避難所における避難行動要支援者支援体制

(1) 開設の周知

防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行う。開設にあたっては様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所の要配慮者支援班との連携

市災害対策本部は、町内会・自治会、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される要配慮者支援班と連携し、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制の確認

市及び避難所の施設管理者は、平常時から避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法について確認するとともに、避難所における避難行動要支援者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における避難行動要支援者のニーズや対応可能な人的・救援物資等の状況を把握する。

また、市は、平常時から町内会・自治会、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、各避難所において要配慮者支援班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、町内会・自治会、自主防災組織や福祉関係者等と協働して施設の状況、避難行動要支援者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所の要配慮者支援班は、大規模災害時の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度に応じ、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について優先的に対応するものとする。

2. 福祉避難所の確保と支援体制

市は、通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者を受け入れるための避難施設として、社会福祉施設等と事前に協定を結び、福祉避難所の確保に努めるものとする。

また、福祉避難所は災害時に必要に応じて設置される二次的な避難施設であり、施設の受け入れ可能状況を把握したうえで、通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者について、避難所からの要請などに応じて市災害対策本部が福祉避難所への移送を決定するものとする。

(A3左側)

地域支えあい「にこにこネット」(避難行動要支援者)台帳

登録日 年 月 日 行政区 民生児童委員氏名
※緊急連絡カード発行【希望する 希望しない】

登録 対象 者の 状 況	ふりがな		性別	男	生年 月日	明 大	年 月 日	
	氏 名			女		昭 平		
	住 所	〒						
	連 絡 先	電話番号			F A X 番号			
	登 録 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 (<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> ねたきり <input type="checkbox"/> 認知症) 要介護認定区分(要支援1・2 要介護1・2・3・4・5)※○印をお願いします。 <input type="checkbox"/> 障がい者世帯 (<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 難病患者) 手帳等級: 級 <input type="checkbox"/> 特定疾病世帯(病名:) <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> その他世帯 ()						
	必要な支援	<input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> 生活支援(生活上のちょっとしたお手伝い) <input type="checkbox"/> 避難行動要支援 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	心身の状況	(持病名・薬物アレルギー・必要な装具等)				重要な	服 薬	
	かかりつけ医①	病 院 名						
	かかりつけ医②	病 院 名						
	介護保険	<input type="checkbox"/> 訪問介護 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 通所介護 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 短期入所 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 () <input type="checkbox"/> その他 ()						
障がい者 総合支援	<input type="checkbox"/> 居宅介護・重度訪問介護 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 同行援護・行動支援 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 生活介護 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 訓練等給付 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> その他 ()							
高齢者福 祉制度等	<input type="checkbox"/> 配食サービス (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 外出支援サービス (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業 (利用頻度 月 ・ 週 回 事業所) <input type="checkbox"/> その他 ()							
避難時の 留意事項等								

私は、緊急時・災害時の支援や地域の見守り活動等を目的として、上記の登録内容(個人情報)を国、岩手県、奥州市、奥州市社会福祉協議会、消防署、警察署、地域自治組織(防災組織等)の関係機関へ提供することに同意します。

年 月 日

同意(対象)者氏名 代筆者氏名 ㊞ (続柄)

※本人が自筆で署名する場合押印は不要です。代筆者の場合は代筆者の印が必要となります。

(A 3 右側)

緊急時の対応に関する方の状況						
緊急時連絡者	ふりがな 氏 名		対象者 との関係		住所	
	連絡先	〈電話番号〉		〈携帯番号〉		〈e-mail〉
	ふりがな 氏 名		対象者 との関係		住所	
	連絡先	〈電話番号〉		〈携帯番号〉		〈e-mail〉
	ふりがな 氏 名		対象者 との関係		住所	
	連絡先	〈電話番号〉		〈携帯番号〉		〈e-mail〉
地域協力者・避難行動支援者	ふりがな 氏 名		対象者 との関係		住所	
	連絡先	〈電話番号〉		〈携帯番号〉		〈e-mail〉
	ふりがな 氏 名		対象者 との関係		住所	
	連絡先	〈電話番号〉		〈携帯番号〉		〈e-mail〉
	ふりがな 氏 名		対象者 との関係		住所	
	連絡先	〈電話番号〉		〈携帯番号〉		〈e-mail〉
	ふりがな 氏 名		対象者 との関係		住所	
	連絡先	〈電話番号〉		〈携帯番号〉		〈e-mail〉
	ふりがな 氏 名		対象者 との関係		住所	
	連絡先	〈電話番号〉		〈携帯番号〉		〈e-mail〉

避難の場所や誘導経路の確認
対象者のご自宅から避難場所（避難施設等の名称・住所・電話番号）までの経路等